

○議案第71号 平成25年度守口市一般会計補正予算（第4号）

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本委員会が付託を受けました所管費目の補正内容は、待機児童解消加速化プランによる私立保育所及び幼稚園への補助金や、生活保護受給者の増加等に伴う扶助費の補正、また、平成26年4月から消費税等の税率が変更されることに伴う債務負担行為限度額の増額補正が主な内容であります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、保育士等処遇改善臨時特例事業については、保育士等の人材確保対策を推進する一環として、処遇改善に取り組む私立保育所に補助金を交付するものであるが、本事業の趣旨に基づき、処遇改善が図られるよう市としても十分指導していかれたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、他の費目との関係で反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本委員会が付託を受けました所管費目の補正内容は、現在、小・中学校において、学校校務員が行っている学校施設の維持管理などの業務を民間事業者へ委託する費用、平成27年4月に開校予定である第2・第4中学校の統合校新築工事第I期分に係る費用、当該統合校の建設予定用地である旧大阪府立守口高校跡地の一部を大阪府から購入する費用、また、先の議案のとおり自転車駐車場、各社会教育施設の指定管理、及び、歳出で計上されている学校校務業務委託、第2・第4中学校の統合校新築工事に係る債務負担行為の追加設定などが主な補正内容であります。

本委員会といたしましては、理事者からの答弁がたびたび変更となり、所管費目に疑義が生じたことから、総務市民委員会との連合審査会を経るなど、2日間、長時間にわたり慎重に審査を行った次第であります。その経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、去る10日の審査途上、平成26年3月から実施予定である学校校務業務委託の審査において、事業の実施体制、委託による財政効果、現在の学校校務員の4月以降の人員配置などに議論が及んだところ、各委員からの質疑に対し、理事者の答弁が、2転、3転するなど極めて不明瞭であり、委員会として適切な審査が行い得ないとの判断を下し、審査を一旦、中断し、理事者へ答弁の整理を行うよう求め、13日に審査を再開すること

となったわけであります。

13日の審査においては、実施体制、財政効果、人員配置について、理事者から再度、答弁を受けたところ、財政効果については、前回の説明とは大きく異なり、約1億円もの金額差があることが明らかとなった。さらに、実施体制については、各校2人配置を計画しており、議案提出時の事前説明と大きく異なっていることに加え、法的な観点から、偽装請負とならないよう十分に検討されているのか疑問が残ることから、実施は時期尚早である。あるいは、学校現場における指示系統の混乱が容易に想定され、校務がスムーズに行い得るのか危惧されるなどの意見が出されたところであります。一方で、一定財政効果は示されており、今後、起こりうる問題への対処についても説明がなされていたと理解でき、偽装請負とならないよう十分に留意して進めるとの答弁を了とするとの意見も出されたわけであります。

このような状況の中、福西委員、真崎委員、立住委員、小鍛冶委員、木村委員から、お手元に配布いたしております修正案が提出された次第であります。その内容といたしましては、偽装請負と危惧されるような問題点について幾つか質問をしたが、きちっとした対応が図られておらず、また、財政効果についても、質疑のたびに数字が変わるなど、議会と理事者の信頼を損ねるものであり、人員配置についても全く整理されておらず、今回の委託に当たって十分に検討がなされていないことが、審査の中で明らかになったとの理由により、学校校務業務委託に係る歳出並びに債務負担行為中、小・中学校それぞれの学校校務業務委託事業、文書等連絡業務委託事業を削除しようとするものであります。

本委員会として、当該修正案は、歳入に影響を及ぼす可能性があることから、本市議会委員会の所管事項に関する申し合わせ事項に基づき、歳入を所管する総務市民委員会委員長へ、連合審査会開催の申し入れを行い、迅速に開催同意を頂いたことから、ただちに連合審査会を開催し、2常任委員会による合同での審査を経て、引き続き、修正案及び原案について、審査を行いました結果、修正案については賛成多数をもって、また、修正案を除いた原案については満場一致をもって、可決すべきものと決した次第であります。

なお、竹内委員におかれましては、偽装請負への今後の対応策はきっちりと答弁されており、財政効果及び人員配置についても、明確に示され、説明がなされていたとの理由により、修正案に反対し、原案に賛成の意を表明されました。

また、立住委員におかれましては、委託については賛成したいが、法的な問題をより明確にし、また、財政効果もまだまだ詰められるところがある。こういった中で、時間の許される限り努力をしてほしいため、事業の凍結を願っていたわけであるが、それが叶わないとの理由により、修正案に賛成の意を表明されました。

木村委員におかれましては、学校での業務がスムーズに行われない恐れがあるという点が払拭されていなかったとの理由により修正案に賛成の意を表明されました。

真崎委員におかれましては、学校校務の民間委託について、この間、十分に議論がなされていない。また、財政効果も答弁のたびに変わり、さらに、事業の中身についても十分精査された形跡が見られず、性急かつ乱暴であるとともに、人員の問題についてもきっちりと配慮したうえで実施すべきであるとの理由により、修正案に賛成の意を表明されました。

小鍛冶委員におかれましては、現時点で、しっかりと法律に触れることのないようにし

ておくべきであり、人事、費用対効果などについても不安が取り除けないとの理由により、修正案に賛成の意を表明されました。

以上のように、本委員会は、学校校務業務委託の審査に特に時間を費やしたところではありますが、他の所管費目等につきましても慎重に審査を行い、特段の異論もなく、先ほどの結論を見出しましたことを付言いたします。

なお、福祉保健委員会委員各位には、分割付託となっている本補正予算審査について、委員会での採決、閉会以降に、ただいまの修正可決の報告と相なりましたこと、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、委員長報告といたします。

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本委員会が付託を受けました所管費目の補正内容は、LED式防犯灯の新設や取替えが想定以上に進んだことによる防犯灯設置等補助金の追加や市簡易消火栓の緊急移設及び修繕の必要が生じたことによる補修工事の追加、また、平成26年4月から消費税等の税率が変更されることに伴う債務負担行為限度額の増額補正が主な内容であります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いましたが、先程、建設文教委員会委員長からご報告がございましたとおり、12月10日の建設文教委員会において、審査を中断され、12月13日に再開することとなったことから、本委員会としては、歳入との関係から、質疑の段階で審査を中断し、建設文教委員会の審査終了を待ち、再開することと決定いたしました。

その後、先程の委員長報告のとおり、建設文教委員会において、学校校務業務委託に係る歳出並びに債務負担行為中、小・中学校それぞれの学校校務業務委託事業、文書等連絡業務委託事業を削除する修正案が提出されましたことから、「守口市議会委員会の所管事項に関する申し合わせ事項」に基づき、建設文教委員会委員長から、当委員会との連合審査会開催の申し入れがあり、本委員会としては、これに同意いたしました。

本委員会と建設文教委員会との連合審査会での審査を経て、建設文教委員会の審査終了を待ち、本委員会を再開いたしましたところ、松本委員、服部委員、井上委員、津嶋委員から、修正案の提出の意図を十分理解した結果、建設文教委員会提出の修正に賛同し、これに係る歳入等の修正案が、お手元に御配付いたしておりますとおりに提出された次第であります。

修正案の内容につきましては、建設文教委員会で修正した学校校務の業務委託等に係る歳出見合いの歳入の減額であります。

本委員会は、引き続き本修正案及び原案について、慎重に審査を行いました結果、修正案については賛成多数をもって、また修正案を除いた原案については満場一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、甲斐委員におかれましては、原案について、理事者からの説明は十分に伝わっており、問題はないとの理由により、修正案に反対し、原案に賛成の意を表明されました。

また、修正した費目以外の歳入及び所管の歳出費目等につきまして審査を行いました結果、特段の異論もなかったことを付言いたします。

最後に、本委員会としても、ただいまの修正可決となった次第でありますので、福祉保健委員会委員各位には、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。